

2 都薬業発第 22 号
令和 2 年 8 月 5 日

地区薬剤師会 担当役員 殿

公益社団法人東京都薬剤師会
副会長 高 橋 正 夫

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関する Q&A について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

別添のとおり、厚生労働省老健局より「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」に関する Q&A が示されました。

Q&A は問 218 までございますが、薬局に関する問を下記に抜粋いたしました（問 101、110、208）。

また、「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業（別添 問 1～74）」に関する問も参考にして下さいますよう貴会会員へご周知をお願いいたします。

記

「Q&A 抜粋 問 101、110、208」

問 101

みなし指定の居宅療養管理指導事業所における「10 日以上勤務した者」とは、薬局等に 10 日間勤務すればよいのでしょうか。

回答

居宅療養管理指導事業所の職員として、「利用者と接する」必要があることから、居宅療養管理指導を提供するために利用者宅を訪問した日数が、暦日で 10 日以上ある必要があります。

問 110

慰労金の 20 万円の対象範囲について、訪問系については、サービスを 1 度でも提供したものとありますが、訪問系である以上、訪問をしたことが条件と考えればよいのでしょうか。居宅療養管理指導事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所については、患者・濃厚接触者としての基準日以降に訪問をして指導等したことが条件であるという認識でよいのでしょうか。（例えば、福祉用具について、レンタル期間中に結果として、濃厚接触者となったが、訪問等調整をしていない場合でも対象になり得るのでしょうか。）

回答

実際に、訪問をしたことが条件となります。左記については、利用者が濃厚接触者である期間に実際に訪問をしていない場合は対象とはなりません。

問 208

みなし指定により居宅療養管理指導事業所となっている医療機関・薬局のうち、実質的にまったく介護報酬の請求を行っていない医療機関・薬局についても対象事業所となりますか。

回答

介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。

☆新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関する Q&A （第2版）

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 >
介護・高齢者福祉 > 「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金の支給事業」について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000652801.pdf>

<参考 URL>

☆医療・介護・障害福祉に従事される方々への新型コロナ緊急包括支援交付金関連情報

厚生労働省ホームページ > 医療・介護・障害福祉に従事される方々への新型コロナ緊急包括支援交付金関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12014.html

問い合わせ先

東京都薬剤師会 薬局業務課
三浦・高橋・土谷

TEL:03-3294-0271

E-mail : gyomu@toyaku.or.jp

日薬業発第 227 号
令和 2 年 7 月 31 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関する Q&A について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年度第二次補正予算における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施については、令和 2 年 6 月 22 日付け日薬業発第 136 号にてお知らせしたところですが、厚生労働省より Q&A が示されておりますのでお知らせいたします。

薬局に関係するものとして問 101、110、208、また「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」に関する問もご参考ください。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会におかれましては、引き続き都道府県薬務主管課及び関係部局と連携・対応をいただき、会員が支援を受けられる環境整備に格段のご配慮をお願い申し上げます。

<別添>

- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関する Q&A（第 2 版）
厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金の支給事業」について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000652801.pdf>

<参考 URL>

- ・医療・介護・障害福祉に従事される方々への新型コロナ緊急包括支援交付金関連情報

厚生労働省ホームページ > 医療・介護・障害福祉に従事される方々への新型コロナ緊急包括支援交付金関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12014.html

令和2年7月28日

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分） に関するQ&A（第2版）

赤字箇所が、第2版で追加した項目となります。

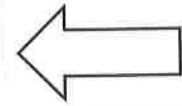
厚生労働省老健局

目 次

(1) 介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業

○感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

- ・対象となるサービス、事業所、施設の範囲について（問1～14）
- ・対象期間について（問15～23）
- ・補助対象の範囲について（問24～60）
- ・補助額の算定、基準単価について（問61～71）
- ・多機能型簡易居室について（問72～74）



(2) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

- ・対象者の範囲について（問75～115）
- ・対象期間の考え方について（問116～127）
- ・支給額について（問128～135）
- ・申請手続きについて（問136～168）
- ・退職者について（問169～177）
- ・併設事業所について（問178～179）

(3) 介護サービス再開に向けた支援事業

- ①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業（問180～195）
- ②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業（問196～203）

(4) その他

- ・併設事業所、みなし指定事業所について（問204～206）
- ・休廃止の事業所等の取り扱いについて（問207～209）
- ・新規事業所等の取り扱いについて（問210）
- ・事務処理の簡素化について（問211～214）
- ・その他（問215～218）

(1) 介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業

○感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

	質問	回答
	・対象となるサービス、事業所、施設の範囲について（1～14）	
1	実施要綱3（1）①介護支援サービスの注にある、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）について、事業者指定サービスのみが対象となり、委託・補助等によるものは対象外という理解で良いでしょうか。 一方で、実施要綱3（2）慰労金の支給事業「支援対象者」のただし書には、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業者は対象とありますが、この場合、指定外サービス（委託、補助による実施）も対象となりますか。	左記の考えのとおり取扱となります。
2	別添 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の※1で、「事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者」とありますが、現に運営されており有料老人ホームに該当する施設のうち、①設置届の書類提出はあるものの不備等で補完が完了していない施設、②設置届の書類提出もない施設、についても実態として有料老人ホームに該当して運営していることから、支給の対象として良いですか。また、その際に追加的要件等がありますか。	届出が出されている有料老人ホームが対象となるため、未届の場合は、引き続き、届出を行うよう指導してください。 なお、届出後の補整等の対応について、支給の対象と関係無く、適切に実施してください。
3	別添 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の助成対象事業所別の単面について、有料老人ホーム等の入所施設・居住系施設は定員一人あたりとなっています。「定員」は給付申請時の定員と解して良いですか。また、県への届出上の「定員」と現に運営する「定員」（定員を変更したにもかかわらず県への変更届が未提出）が異なる場合も想定されますが、その場合は、定員の変更届を提出させ、「給付申請時の県への届出上の定員」を「定員」として扱って良いですか。	給付申請時の定員として差し支えありませんが、速やかに、定員の変更届等を提出するよう指導してください。
4	緊急包括支援事業実施要綱のP2に注釈として「介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む」と記載がありますが、指定サービスとは何を指しているのでしょうか。市町村が事業者指定している事業所のみを対象でしょうか。それとも委託、補助等の事業所も対象となりますでしょうか。	市町村が事業所指定している事業所のみを指しています。

5	実施要項3(1)④アに記載された養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホームについて、(介護予防)特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合でも、支援の対象として良いですか。	お見込みのとおりです。(1次補正のサービス継続支援事業の対象事業所も同じ整理です)
6	実施要項3(1)④アに記載されたサービス付き高齢者向け住宅について、有料老人ホームに該当しない事業所については、支援対象とならないと理解して良いですか。	有料老人ホームに該当しないサ高住も対象となります。
7	実施要綱3(1)④のア 支援対象サービスについて ○ サービス付き高齢者向け住宅(以下、「サ高住」という。)は、食事提供サービスがある場合等には、有料老人ホームに該当するものとして県への届出があります。が、それ以外のサ高住についても、慰労金の対象範囲とするのでしょうか。 その場合、「それ以外のサ高住」として運営している場合の実態確認はどこまで行うのでしょうか。	有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者住宅も対象となります。なお、サービス付き高齢者向け住宅も登録制となっているので、都道府県の住宅担当部局にご確認ください。
8	実施要綱3(1)④のア 支援対象サービスについて ○ 介護予防・日常生活支援総合事業について、例えば、その他の生活支援サービスのうち、栄養改善を目的とした配食、住民主体のボランティアサービスなどであっても慰労金の対象範囲となりますか。 (※ 保険者事業であることに注意。)	介護予防・生活支援サービスを指定の形で実施している場合は、「介護サービス事業所・施設等」に含まれるため対象となります。 これに加え、指定でない形で左記を含めて介護予防・生活支援サービス事業を実施している場合も、市町村からの要請を受けて事業を継続していた場合も対象となります。 ただし、慰労金の対象は当該事業所に勤務する職員となります。なお、ボランティアは対象となりません。
9	みなし指定を受けている医療機関も支援対象ですが、これまで介護報酬を請求したことのない(介護サービスを提供したことのない)医療機関が、介護サービス分に係る感染症対策のためのかかりまし経費の補助を受けることはできないという解釈で良いでしょうか。 補助可の場合、感染症対策後、本当に介護サービスを開始したのか確認する必要がありますか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。
10	基準該当サービス、離島相当サービスも対象となりますか。	基準該当サービス、離島相当サービスは介護保険サービスであるため対象となります。
11	緊急包括支援事業①介護サービス提供支援事業について、地域包括支援センターは対象となりますか。対象となる場合、別添の単価表に項目がありませんが、どのように申請するのでしょうか。	実施要綱別添単価表の※において、「介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所とおなじとする」という部分で適用いたします。

12	要綱を確認し、おそらく事業の対象外になるとは思われますが、事業が該当となるか確認いたします。 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、①通所型B 及び ②一般介護予防事業 を住民組織に委託し実施しております。 そこで、①と②は今回の「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」の該当の可否についてご指導ください。	対象外となります。
13	実施要綱の3、(2)、ア、(ア)、(1)に記載されている「介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所」ですが、慰労金の対象とはなりますが、慰労金以外の事業（かかり増し経費支援、在宅サービス事業所による再開支援助成、在宅サービス事業所における環境整備助成）の対象にはならないということでしょうか。	お見込みのとおり慰労金のみが対象となります。
14	○共用型認知症対応型通所介護（共用型デイ）の（3）介護サービス再開に向けた支援事業における取扱いについて 1. 「①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」の支援対象サービスに「認知症対応型通所介護」が含まれていますが、「共用型デイ」も対象に含まれるとと考えてよいでしょうか。 2. 「②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」の支援対象サービスに「認知症対応型通所介護」が含まれていますが、「共用型デイ」も対象に含まれるとと考えてよいでしょうか。 3. 2の場合、(1)介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援」の「④感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」（認知症対応型共同生活介護）との併給は可能でしょうか（（1）①のかかり増し経費の内容と（3）②の環境整備費用の内容が重複していないことを前提）。	1及び2については、対象として含まれます。 3については、専ら「共用型デイ」として使用するもののかかり増し経費がある場合は、認知症対応型共同生活介護の補助に併せて申請が可能です。
・対象期間について（15～23）		
15	介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業における支援対象経費の対象期間は令和2年4月1日～令和3年3月31日と考え、交付決定前の支出や今後、購入を見込む衛生用品を補助対象としてよいでしょうか。	お見込みのとおり4月1日の経費から対象となり、購入を見込むものについても対象となります。
16	支援金について、4月1日以降に購入したもののみが対象となりますか。3月までに購入したものであっても、4月以降の感染症対策に使用したものであれば対象となりますか。	4月1日以降に購入（発注）したもので経過することができません。

17	【実施要綱3（1）】 支援対象経費のリース費用は、R3.3末までの月割費用が対象でしょうか。それとも、全リース期間の費用が対象となりますか。	年度末までの費用が対象となります。
18	支援金の対象期間（購入期間）は設定されるのでしょうか。県独自に設定しても問題ないでしょうか。	県独自に設定しても差し支えありませんが、制度としては令和2年度末までの間で、事業所の申請及び都道府県の審査が可能な期間と考えているので柔軟に対応してください。
19	対象経費の期間の終期は、申請日までに発生した経費と解して良いでしょうか。	事業所支援の観点から、申請日時点で発生している経費のほか、購入予定経費や慰労金についての事前の概算払いも可能となります。
20	支援対象者については、「令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するた めに必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等」とされていますが、支援対象経費 については、令和2年4月1日～令和3年3月31日までの支出が対象となりますか。	お見込みのとおりです。
21	介護サービス提供支援事業における支援対象者について、「令和2年4月以降、感染症対策を徹底したう えで、サービスを提供するために必要なかかり増し経費・・・」とあるため、要請を受けての休業又は 自主休業期間中に発生（支出）した費用は対象とならないのでしょうか。	4／1以降の費用であれば対象となりますが、当該費用についてはまずは1次補正予算におけるサービ ス継続支援事業の優先活用をお願いいたします。
22	事業者支援について、対象となる施設等についてご教示ください。 ①いつまでに事業開始した施設等が支援の対象でしょうか。（年度内であれば、3月31日事業開始で も対象となりますか。） ②対象となるかかり増し経費は、事業開始前に購入等したのも対象となりますか。（事業開始が10 月1日の場合、9月中に購入したマスクや車であっても、感染症対策のためのかかり増しと認められ れば、補助対象となりますか。）	①制度的には令和2年度内に開始した事業所まで対象となります。 ②新規開設の場合は、事業開始前に、新型コロナウイルスへの対応を踏まえた準備を行うことが想定されるた め、当該費用も対象となります。
23	慰労金の支給要件（期間内に10日以上勤務した者）について、同日に介護施設と障害者施設に勤務し た場合は、2日間勤務したとみなされますか。	同日であれば、1日とカウントします。
・補助対象の範囲について（24～60）		
24	介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業におけるかかり増し経費は、その経費がかか り増しであることをどのように確認するのでしょうか。	1次補正予算のサービス継続支援事業と同様の取扱とし、新型コロナウイルス感染症への準備・対応が無ければ 発生しなかった費用が対象となります。

25	一次補正予算「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」と二次補正予算「新型コロナウイルス緊急包括支援事業（介護分）」については、それぞれ対象経費（かかり増し経費）の例が示されているところですが、二次補正で示されているのは対象例であることから、一次補正の「継続支援事業」で掲げられているメニュー（令和2年3月31日以前を除く）は、全て二次補正予算の「緊急包括支援事業」に包含されているということで良いでしょうか。 例えば、継続支援事業の対象例であった（割増）賃金や、職員の応援派遣に係る諸経費（（割増）賃金、旅費、宿泊費、損害賠償保険の加入費用等）は、緊急包括支援事業でも対象経費となると理解して良いでしょうか。	2次補正予算においては、人件費関係は実施要綱3（1）①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業【事業者支援】のウ対象経費に記載のある「g 感染防止のための増員のために発生する追加的人件費」のみが対象となり、この点が1次補正のサービス継続支援事業と異なります。
26	実施要綱3（1）①ウgで支援対象経費として「感染防止のための増員のため発生する追加的人件費」を挙げていますが、これには職員の給料も含まれますか。給料は介護報酬により措置されるものと考えますがいかがでしょうか（第1次補正のかかり増し経費については、割増賃金、手当という規定でした。）。	例えば、新型コロナウイルスへの対応で、空間を複数に区切ることや、消毒等の作業工数が増えたために、これまでの人員だけでは通常業務への対応が難しくなった場合に追加的に人員を配置するための人件費を想定しています。
27	支援金について、かかり増し経費とありますが、平時でも使用するもの（衛生用品、タブレット、車等）か、感染症対策のための平時以上のかかり増し経費かどうかを、何ををもって判断するのでしょうか。どのようなものが「かかり増し」となるか判断基準を明確に示してください。「かかり増し」であることを事業者が証明する必要があるでしょうか。また県の審査において、かかり増しであることをどのような書類で確認するのでしょうか。	どこからどこまでがかかり増しかという判断は技術的に難しいので、感染症対策を行った上で安全に事業を実施するために必要な費用であれば対象として差し支えありません。
28	施設・事業所が、1次補正分でしか請求できない主な事業メニューをわかりやすくご教示ください。	職員の（割増）賃金、手当となります。
29	○一次補正の介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業との併給が可能でしょうか。 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業においては、「（割増）賃金・手当」が支援対象経費として認められていますが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業において支援対象経費に示されていないため併給（すみ分け）が可能と考えますが、いかがでしょうか。	1次補正と2次補正の対象経費は重複するものがありますが、それぞれ目的が異なるものであり、例えば1次補正は新型コロナウイルスが発生した施設等を対象とするものです。各補助金の優先順位はありませんので、各事業所の状況に適した補助事業を選択していただきたいと考えます。 ご指摘のとおり、職員の（割増）賃金、手当は、2次補正では対象外となります。

30	一次補正の「サービス継続支援事業」で掲げられているメニュー（令和2年3月31日以前を除く）は、全て二次補正の「緊急包括支援事業」に包含されているとすれば、令和2年4月1日以降分は二次補正予算を活用し、支援することとして良いでしょうか。	上記のとおり、対象経費が異なること及び実際に新型コロナウイルスが発生した施設等は、その他の施設よりもかかり増し費用がかかっていると考えられるため、2次補正予算に一元化することは不適当と考えます。むしろ1次補正予算と2次補正予算を合わせてご活用願います。
31	【介護サービス提供支援】（インフルとの関係） 新型コロナウイルス感染症の第2波以降の発生時期と、季節性インフルエンザの時期と重なった場合に「インフルエンザ対策」を含む広い感染症対策として購入するものについて、当該補助の対象として良いでしょうか。	対象として差し支えありません。
32	介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業について、他の国の支援事業（サービス継続支援事業、社会福祉施設等への応援職員派遣事業）棲み分けを明示してください。	1次補正と2次補正の対象経費は重複するものがありますが、それぞれ目的が異なるものであり、例えば1次補正は新型コロナウイルスが発生した施設等を対象とするものです。 各補助金の優先順位はありませんので、各事業所の状況に適した補助事業を選択していただきたいと思います。 なお、社会福祉施設等への応援職員派遣事業については、マッチング団体等を経由して調整を行うものであること、全都道府県で実施されていないことから、この仕組みを活用できない場合は、1次補正のサービス継続支援事業を活用ください。
33	特養等入所施設の入所者が新型コロナウイルスに感染して入院し、その後回復され退院できるようになっても、一定期間の健康観察が必要であったり、再陽性となり施設内感染のおそれがあることから入院前に入所していた施設にとって再入所の受け入れ負担が重いとの声が強いです。 (1) ①介護サービス提供支援事業により、こうした場合における再入所受け入れ負担を軽減し、退院後の健康観察を適切に行う体制を確保するため、特養等施設入所者の新型コロナウイルス感染による入院期間中、空床を確保しておくことに要する費用（減収相当額）について、支援を行うことはできますか。	2次補正予算においては、感染症防止にかかるかかり増し費用を助成するものであるため、ご要望の費用を対象とすることはできません。
34	支援金のかかり増し経費の支援対象経費について、衛生用品等の感染症対策に要する物品購入とありますが、空気清浄機も対象に含まれますか。	空気清浄機や体温測定器等も対象と考えます。
35	「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」の支援対象経費の中には、「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」と重複するものが多いですが、対象経費の内訳が分かれているれば、同一の事業所が両方の事業で支援を受けることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。

36	自転車やタブレット等のICT機器の購入又はリース費用について、事業者支援での支援事業と環境整備の助成事業の両方で申請してもいいでしょうか。	(1) ④は感染症対策を徹底するためのかかり増し費用として、 (3) ②は3つの密を避けるための環境整備として、 それぞれ申請を行うことで両事業に申請を行うことが可能です。
37	【介護サービス提供支援】 ・緊急包括支援補助金の改修例示は「面会室の改修」ですが、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の対象となるような「多床室の個室化」以外の壁工事等は、当該緊急包括支援補助金の対象となると解釈して良いでしょうか。	感染症対策であれば、特に制限はありません。
38	コロナウイルス感染症発生施設で勤務する介護職員等が帰宅困難につきホテル等に宿泊する必要がある場合の宿泊費は対象となるとお聞きしています(5/28)が、実施要綱3(1)①ウのcで読むのでしょうか？	Cで読み込んで差し支えありません。なお、1次補正のサービス継続支援事業での支出も可能なので検討ください。
39	タブレット等ICT機器の購入又はリース費用について ①オンライン面会に活用するタブレット端末の購入は対象となりますか。 ②併せてwi-fi整備を行う場合ルーター、中継費の費用又は工事費は対象となりますか。	①、②ともに対象となります。
40	感染症対策支援事業の対象経費に、新規利用希望者等のPCR検査費用は該当しますか。	PCR検査は、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるようにすることが重要です。PCR検査では、検体採取の際の手法が適切でない場合や、検体を採取する時期により、対象者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性になった者が、その後陽性になる可能性もあり得るため、陰性だからといって安心できるものではなく、感染不安の解消に資するものではありませんが、その上で事業所のサービス提供にあたって必要不可欠な費用であれば対象として差し支えありません。
41	介護サービス提供支援事業において、感染予防・体制構築支援のための、物品購入、施設改修、追加的人件費等について、他の目的で活用（人件費の場合は他業務への従事）することは可能ですか。	感染予防・体制構築支援として整理できるものであれば対象となります。
42	実施要綱3(1)①関係 「ウ 支援対象経費」の例として「g 感染防止のための増員…」とありますが、増員される職種は特に限定されていないのでしょうか。例えば、感染防止のために利用者からの事務・相談対応等に当たる職員や、施設内の清掃職員なども対象となりますか。	職種に限定はありません。
43	実施要綱3(1)①関係 「ウ 支援対象経費」の例として「o …情報共有のための通信運搬費」とありますが、具体的にどのような経費を想定していますか。	一般的にコロナウイルス感染症が発生した場合には、医療機関や関係機関との情報連携が頻繁に行われることを想定し、これにかかる通信費のかかり増し費用も読めるように例示しています。

44	訪問看護、訪問リハビリテーション等については、同一事業所が医療保険と介護保険の両方でサービスを提供することがありますが、その場合のかかり増し経費は、按分により医療分・介護分それぞれで申請が可能であり、その場合それぞれのサービスの上限額まで申請ができるという認識でよろしいでしょうか。	医療、介護それぞれの事業においてかかりまし費用が発生していると考えますので、お見込みのとおりです。
45	感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業について、訪問看護ステーションは、医療分の対象事業所ともなっており、同一の対象でなければ、介護分、医療分の両方の補助金を申請できるといふ理解でよいでしょうか。	お見込みの通りです。それぞれの事業で必要なかかり増し費用について申請が可能です。
46	実施要綱の3事業内容(1)④ウ支援対象経費について、k「タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く)」とあり、オンライン面会等の導入にあたりWi-Fi環境を整備した場合は、回線引込工事費等の当初費用は対象となりますが、プロバイダ使用料等の月々の使用料は対象外という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	「今後に備えた都道府県における消毒液・マスク等の備蓄等」について、介護施設等の利用者や従業員の体調管理を行うために使用する医療機器である「体温計(非接触型を含む)」や「パルスオキシメーター」は対象となりますか。	差し支えありません。
48	都道府県や保健者で独自にマスクやアルコール、また、職員の危険手当のような補助を頂ける制度がありますが、都道府県で頂いている場合、申請はできないのでしょうか。	同じ名目と内容(領収書)の重複補助は受けることができませんが、各補助金等の目的を踏まえ申請し、不明な点は都道府県に相談してください。
49	「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」が支援対象とするかかり増し経費について、「かかり増し」か否かについては実績報告の段階で根拠資料が必要になるのでしょうか。	最終的には都道府県の判断となりますが、都道府県が徴収する実績報告においても根拠資料については、一律に求めることはせずに、都道府県からの求めがあった場合に提出できるよう、各事業所において適切に保管する取扱いをお願いします。
50	現在建設中(今年度完成予定)のサービス付き高齢者向け住宅に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Wi-Fi設備を導入するため、建設中の工事にWi-Fi設備設置工事を追加してもその設置工事費は対象となりますか。	令和2年度に新設する事業所も補助の対象となります。「新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点」から、リモート通信環境整備等に向けたWi-Fi設備設置工事費用については、対象として差し支えありません。
51	新型コロナウイルス感染症拡大のため、室内を換気して3密を防ぐため、エアコンの設置、網戸の設置に係る購入経費も対象となりますか。	3密対策に有効となるものであれば対象となります。

52	実施要綱3(1)④の支援対象経費の例に、「タブレット等のICT機器の購入費又はリース費用」とありますが、オンライン面会に活用するためのタブレット端末だけでなく、感染症対策への業務負担が増えている現状を踏まえ、感染症対策を徹底する業務時間を確保する目的として、職員の負担軽減や業務効率化を図るためのICT機器や介護ロボットの導入費用は認められますか。	それらの導入が、感染症対策に寄与するものと判断できれば、対象として認められます。
53	衛生用品等の感染症対策に要する物品購入として、紫外線殺菌照射装置は対象となりますか。	新型コロナウイルスへの効果が認められると判断できる商品は対象として差し支えありません。
54	現在使用している自動車は、古くエアコンが壊れているため、車内の換気が出来ません。窓を開けることは出来ませんが、利用者の危険が伴います。今後の感染拡大防止を考えると、新しく自動車を購入して対応したいのですが対象となりますか。 今後も同様の質問が想定されますが、老朽化している部品や物品の更新により感染拡大防止対策に繋がるのであれば、経費はかかり増しとして扱って良いでしょうか。	新型コロナウイルス感染症対策に資するものであれば対象として差し支えありません。
55	介護老人福祉施設にて、2階以上の窓は転落防止のため数センチしか開閉できない仕様となっています。感染拡大防止のため施設内を換気する目的として、窓を全開出来るように改修し、転落防止格子や柵を設置する工事請負は対象となりますか。 また、併せて転落防止器具の購入も対象となりますか。	対象として差し支えありません。
56	他の国庫補助金等で措置されているものに対する補助について ・実施要綱や補助対象【Q&A集①】新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）にて、「介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。」と記載されていますが、他の補助金における事業所における自己負担部分にこの事業の補助を充てることが出来ないという理解でよろしいでしょうか。 (例) 他の補助金で衛生用品を購入し2分の1の補助を受けている場合に、自己負担部分の残り2分の1に本事業の補助を充てることが可能ですか。	原則他の補助金で補助を受けている場合の自己負担部分に本事業を充ててはできませんが、新型コロナウイルス感染症への対応として同目的を達成するために措置されている1次補正予算及び2次補正予算を一括して申請する場合には対象として差し支えない取扱としています。
57	サービス提供支援事業について、支援対象経費に「自動車（自転車）の購入又はリース費用」とありますが、原動機付き自転車は対象となりますか。	対象として差し支えありません。
58	感染症対策支援事業の自動車のリース費用について、5年リースの費用を一括で支払う場合、一括費用全てが補助対象となりますか。按分して、令和2年度末までの費用のみ補助対象とするのでしょうか。	リース契約については、令和2年度末の分までを対象といたします。

59	標題のQ&A③39にて「空気清浄機も対象」とありますが、清浄方法に指定はあるのでしょうか。 一般的に空気清浄機はフィルター方式かと存じますが、 紫外線で空気を清浄する機器も「空気清浄機」としてとらえてよろしいのでしょうか。	空気清浄機などの清浄方法に特段指定はありません。
60	「感染症を徹底した上での介護サービス提供支援事業」と「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」の併用について、以下の形での申請は可能でしょうか。 例) 通所スタッフ（通常規模事業所）が利用者宅に赴き介護サービスを提供するための専用車を購入する場合、「感染症を徹底した上での介護サービス提供支援事業」で基準額満額の申請を行い、「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」で基準額満額を申請し、1台の自動車を購入。	在宅サービス事業所は左記の両事業の目的を踏まえ、両事業に申請を行うことが可能です。両事業は対象経費は重複するものがあるため、目的を整理した上で各事業所の状況に応じた形として申請して差し支えありません。左記の方法も可能として差し支えありません。

・補助額の算定、基準単価について（61～71）

61	上限額未満で申請した事業者が、年度内の感染症発生により追加の費用が発生した場合、再度の申請や変更申請はできますか。	上限の範囲内であれば再度の申請は可能です。申請様式において、上限額を管理する欄を設けています。
62	実施要綱3（1）①「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」について、介護老人保健施設が空床利用で短期入所療養介護を実施している場合、介護老人保健施設分と短期入所療養介護分の両方の交付を受けることができますか。 例) 入所定員100名の介護老人保健施設 介護老人保健施設分：38千円×100名＝3,800千円 短期入所療養介護分：44千円×100名＝4,400千円 合計：8,200千円 また、両方の交付を受けることができない場合、全定員分（例の場合100名）について、基準単価が大きい短期入所療養介護分として交付を受けることができますか。	施設系サービスで空床利用型の短期入所を行っている場合の取扱は以下のとおりとします。 ①本体施設分→本体施設の定員×基準単価 ②短期入所（空床利用型）→前年度の1月当たり平均利用者数×基準単価を用いることとします。
63	空床利用の短期入所療養介護について、前年度の平均利用者数は、小数点以下切り上げで良いでしょうか。（4.35名の場合は5名。）	差し支えありません。
64	介護サービス提供支援事業における短期入所事業所について、単独だけでなく特養等に併設の短期入所支援事業所についても、定員×基準額（44千円）で補助してよろしいでしょうか。	併設型の短期入所については、左記の取扱でかまいません。

65	実施要綱3(1)④の「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」と実施要綱3(3)②の「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」は施設が対象となるかならないかと補助上限額の違いだけで同じ事業に思えるのだから大きな違いは何でしょうか。	在宅サービスにおいては、新型コロナウイルスの影響により休業や利用控え等により特に利用再開に向けた支援が必要であるため、3(1)①に加えて3(2)を設定しています。
66	(1)①介護サービス提供支援事業について、たとえば地域密着型特養の場合、定員29人でも1,160千円が上限となり、多機能型簡易居室を設置すると相当の自己負担額が発生することも想定されますが、こうした場合の補助単価の高上げ等の措置はないですか。	2次補正予算においては、個別協議等の補助額の引き上げは予定しておりません。
67	・新型コロナウイルス感染症陽性患者が4月に発生した事業所が、県議会で補正予算議決後の7月に入ってから「介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」の補助金を基準額満額で申請されました。その後12月に第2波が到来し再度、同施設で陽性患者が発生した場合、当該緊急包括支援補助金での申請を行うことは可能と解釈してよろしいでしょうか。	その場合については、1次補正予算におけるサービス継続支援事業の個別協議でも対応できるような検討中です。
68	別添(表) (1)①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 について 質問) 特養100床、ショート10床、デイ(通常規模)が併設されている施設の上限額は、以下のとおりでしょうか。 (38,000円×100床) + (44,000円×10床) + 892,000円 = 5,132,000円	お見込みのとおりです。
69	通所リハと訪問リハを併用している利用者が、サービスを休止している場合、通所リハのリハスタッフ(訪問リハも同じスタッフ)が、利用者宅に訪問した場合、3,000円×2 = 6,000円受け取れるのでしょうか。	同一の利用者に対して、同一の者が支援する場合は1回のみの算定とします。
70	在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で行った場合とされていますが、居宅介護支援事業所も同様に利用者に別のサービスのための電話連絡している場合、支援金額は両方の事業所から申請することはできますか。	支援内容が異なることから、両方の事業所で算定が可能です。
71	自主的にサービスを休まれている利用者についての場合でも、利用者と調整した場合対象となりますか。また、自主的に休まれている際に、老健に入所してしまった方や医療機関に入院してしまった方などは対象となりますか。	実施要綱上サービス利用休止の理由は問われていません。また、老健や医療機関に入所・入院した場合については、退所・退院しても当該在宅サービスが必要であり、最後の在宅サービス利用から1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者は対象となります。

・多機能型簡易居室について(72～74)

72	(1) ①介護サービス提供支援事業により、簡易居室を整備する場合、需要の集中により納期が伸びること等も想定されますが、令和3年度に繰り越して執行することはできますか。	現時点において、繰越は想定していませんが、繰越事由に該当した場合には諸手続きをとった上で、繰り越すことは可能と考えています。
73	多機能型簡易居室の整備は、事務所等のリースという形態に限られますか。(半恒久的な)プレハブ等の工事整備等も対象となるのでしょうか。 その場合、内装関係(家具・ベッド等の什器整備、電気・管工事等)の経費も補助対象となりますか。	プレハブ等の工事整備等も対象となります。 なお、内装関係(家具・ベッド等の什器整備、電気・管工事等)も必要な場合は補助対象となります。
74	緊急包括支援事業実施要綱P1のサービス提供支援事業について、支援対象経費に「多機能型簡易居室の設置等」とありますが、この場合の「等」はどのような場合の経費を想定しているのでしょうか。	特に想定はありませんが、具体的な事例があれば、個別に判断ください。